

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	椿総合法律事務所 弁護士 椿 康雄
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー34階
【報告義務発生日】(4)	平成17年2月25日
【提出日】	平成17年3月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社ファイ
会社コード	9712
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目2番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	コメルツバンク アセット マネージメント アジア リミテッド (Commerzbank Asset Management Asia Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール国 068811、テマセック タワー、シェントン ウェイ 8、#36-01 (#36-01, 8 Shenton Way, Temasek Tower, Singapore 068811)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7（1995）年5月20日
代表者氏名	チョン クム ホン (Cheong Kum Hong) アレクサンダー バックハウス (Alexander Backhaus)
代表者役職	オーサライズドシグナトリー
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	椿総合法律事務所 弁護士 椿 康雄
電話番号	03 (5786) 7300

(2)【保有目的】（9）

投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	4,300,000		
新株引受権証券(株)	A 0	—	G
新株予約権証券(株)	B 0	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 0	—	I
対象有価証券カバードワラント	D 0		J
株券預託証券	0		
株券関連預託証券	E 0		K
対象有価証券償還社債	F 0		L
合計(株)	M 4,300,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,300,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月25日現在)	S 37,712,485
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.40%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年2月25日	普通株式	700,000	処分	566円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	743,900
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	743,900

② 【借入金の内訳】

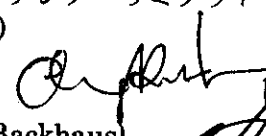

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

委任状

平成16年11月17日

住所又は本店所在地 シンガポール国 068811、テマセック タワー、シェントン
ウェイ 8、#36-01
(#36-01, 8 Shenton Way, Temasek Tower, Singapore 068811)

氏名又は名称 コメルツバンク アセット マネージメント アジア リミテッド
(Commerzbank Asset Management Asia Ltd.)

チョン クム ホン (Cheong Kum Hong) 
アレクサンダー バックハウス (Alexander Backhaus) 

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の
大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出な
らびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー34階 私書箱48号
椿総合法律事務所

2. 代理人の氏名又は名称

弁護士 椿 康雄

以上

